

## 1 策定に関する基本的な考え方

- 本計画は「国土利用計画法」に基づき策定され、農地、森林、宅地等の土地利用の方向性を示す計画。
- 新総合計画の目指す目標に土地利用の観点から貢献。今般の計画は、本格的な人口減少・高齢化の局面に対応するため、2018（平成30年度）～2025年度頃までを計画期間として県土利用の方向性を示す。

## 2 千葉県の特徴

- 県土を牽引する拠点都市の存在、都心・大市場への近接性
- 生業とともに育まれた美しい自然、暮らしと交わる森林・海岸線
- 我が国全体に貢献する食糧生産機能の大きさと農山漁村地域
- 高度な知見を有する研究機関の立地や特色ある産業集積
- 圏央道、アクアライン等の広域的な交通ネットワークの整備進展 等

## 前計画期間の主な土地利用動向

- 耕作放棄、宅地開発、太陽光発電施設設置等による農地・森林の減少の継続
- 宅地増加、低未利用地の存在
- 産廃不法投棄の抑制に成功

## 3 県土の質的变化～これまでの10年とこれからの10年～

- ①人口減少・高齢化による管理水準の低下  
(都市部の土地利用空洞化、空き家の増加、担い手の減少による農地・森林の荒廃、所有者不明土地の増加)
- ②産業の持続的発展と交流基盤の確保の必要性  
(農林業の担い手減少、更なる企業誘致・競争力強化、交流機能・生産性向上のための交通基盤の確保)
- ③暮らしと共存してきた自然環境の劣化の進行  
(林地開発や農地転用等により、自然が育む人々の生活環境、多様な生物の生存環境、生産機能の劣化)
- ④大規模自然災害の発生への懸念  
(多くの人暮らし、首都圏経済を支える本県。首都直下地震や気候変動に伴う大規模水害等の発生の懸念)

## 4 目指すべき県土の姿、5 県土利用の基本方針

- 人口減少・高齢化の局面を好機として、都市機能や生活機能の拠点の形成・ネットワーク化、担い手への土地集積、情報通信技術の活用、県内外の多様な主体の交流・連携の促進、暮らしに身近な自然の保全等により、広く多様で豊かな県土を機能的に利用。

## ①人口減少・高齢化局面におけるスマートで持続可能な県土利用

(都市機能の集約・ネットワーク化、担い手への農地集積・林業施業の集約、スマート農業の導入促進、所有者不明土地への対応、地域特性に応じた企業誘致、産学連携の推進、広域交通ネットワーク整備等)

## ②県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生

(生活と交わる農地・森林の保全・再生、資源循環型の県土利用、交流を生み出す良好な景観の形成 等)

## ③災害リスクを考慮した安全・安心な県土の構築

(ハード整備と災害リスク情報提供・土地利用誘導の連携、迅速な復旧・復興が可能なシステム形成(行政機能維持、交通・ライフラインの確保 等)、自然生態系の防災・減災機能の活用 等)

## ④多様な主体の交流・連携・協働による県土の支え合い

(まちづくりや農地・森林管理における県、市町村、市民団体、事業者等の連携 等)

## 6 利用区分に応じた方向性、7 規模の目標

- 農用地：農地転用許可制度の適正運用、担い手への農地集積、都市・農村交流に活用
- 森林：森林開発許可制度の適正運用、森林施業の集約化、事業者等による森林整備活動の促進
- 宅地：無秩序な住宅地開発は抑制、空き地・空き家の有効活用、地域特性を活かした企業誘致 等  
(規模の目標) 農用地・森林の減少幅、宅地の増加幅が低減する見通し

## 8 地域ごとに目指す方向性

総合計画における5つのゾーン毎の方向性等を踏まえて、土地利用の方向性を記載

## 9 計画の実現に向けた措置

## ①人口減少・高齢化局面におけるスマートで持続可能な県土利用

(立地適正化計画・地域公共交通計画の連携、道の駅等を活用した小さな拠点の形成、農地中間管理事業による農地集積、農作業省力化機械の導入、圏央道沿線等の企業誘致、高規格幹線道路の整備 等)

## ②県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生

(開発許可制度等適正運用、里山活動への支援、森林再生技術普及、再生土使用に関する規制検討 等)

## ③災害リスクを考慮した安全・安心な県土の構築

(防災インフラの整備・耐震化、長寿命化計画に基づく維持管理、地震被害想定の情報提供、水害・土砂災害ハザードマップ策定支援、緊急輸送道路の代替性確保のための道路整備、海岸保安林整備 等)

## ④多様な主体の交流・連携・協働による県土の支え合い

(地域ぐるみの農業施設の保全活動、法人の県有林整備への参画、グリーン・ブルーツーリズム推進 等)

## 10 五地域区分の土地利用の原則及び調整方針、11 計画のモニタリングと推進体制

- 都市機能の集約化や暮らしに身近な自然の保全等を目指すことを踏まえ、農用地区域・保安林以外の農業地域・森林地域と市街化調整区域の重複部分の無秩序な市街化を抑制
- 計画のモニタリングは指標を再検討の上、継続。土地利用区分をまたがる許認可や取組について関連部局間で連携して検討・調整